

名古屋大学史資料室ニュース

第3号

目次

名古屋大学キャンパス計画と
名古屋大学史 ……2

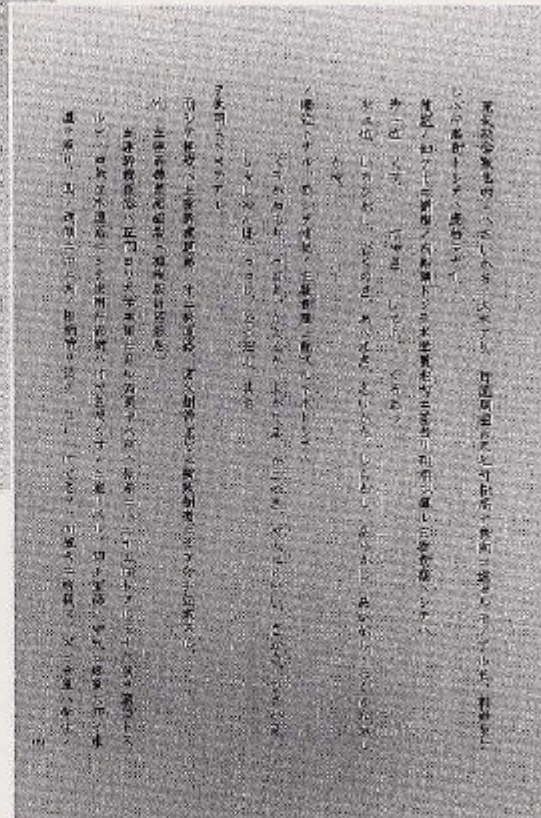
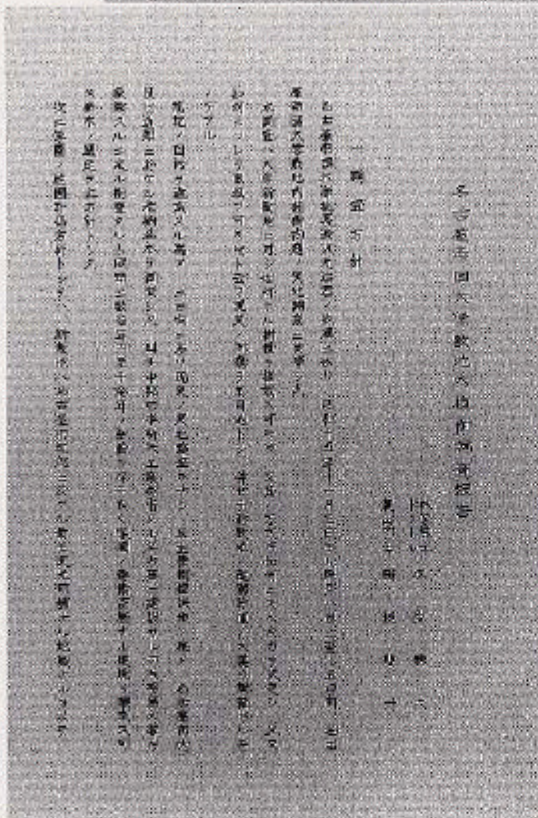
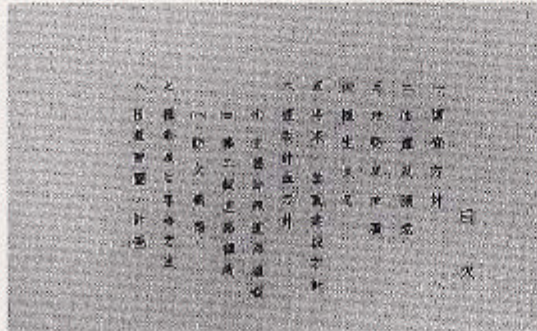
大学史料の保存と公開について ……3

「名古屋大学史資料室利用規程」(仮称)
制定と今後の資料室 ……4

史林遍歴(2) ……6

資料室日誌(抄) ……9

WWWページ公開に向けて ……10



名古屋大学キャンパス計画と 名古屋大学史

名古屋大学副総長 野村 浩 康

世紀末を目の前に、世の中にはビッグ・バンとか改革という言葉が反乱している。確かに、戦後経済の発展と共に、拡大・肥大化してきた我が国の社会組織や機構が、組織疲労を起し、活性を失ってきつつある、また失ってきていることも実感として認識できる。

大学も改革の波とは無縁ではない。むしろ社会は大学にこそ新しい世紀への期待を込めて、変貌を求めている。名古屋大学でも教育・研究に関する改革を中心にいろいろな改革が進められている。キャンパス再開発計画もその一つである。

国立大学の建物の老朽化・狭隘化が問題となってから久しいが、キャンパスの再開発がなかなか進まないのも現実である。名古屋大学の施設の建築年代および経年保有面積は、全国国立大学等の現況で経年20年以上の建物が51.1%となっているのに対し、名古屋大学では61.7%と全国の国立大学と比較しても本学の老朽化の度合いは高い。また、学生及び教職員の年次推移は昭和35年を基準として、平成8年の時点で学部学生が258%、大学院生が1,150%、教職員が167%と増加しているのに対し、建築面積は293%にとどまり、教育・研究の高度化、情報化、特に教育研究施設の大型化等に対応できなくなってきている。本学では平成3年以降、急ピッチでキャンパスの再開発を進めてきたが、この動きを一層加速するためにも、今、名古屋大学全体のキャンパス再開発計画を策定しつつある。

この計画を進める中で、東山キャンパスを中心とした名古屋大学のキャンパス史を勉強する必要があり、名古屋大学50年史の関係部分を読ませていただいた。この中で二つのことが非常に感動的であった。一つは、本学の東山キャンパスの緑地である。本学は昭和14年名古屋市の東丘陵地帯17.3万坪をキャンパスの予定地として発足した関係で、東山丘陵地の名残として、「緑の地区」が残っているものと思っていたが、実は昭和15年に渋沢初代学長が「緑の学園」構想を立て、当時の本多静六東京帝国大学林学科教授に依頼して作成された「名古屋帝国大学敷地内植樹調査報告」が起源になっていることを初めて知った。その後の東山キャンパスの全体計画の立案の中で、昭和35年の整備計画委員会で「この報告を参考に計画を進めたい」との提案があり、現在の東山キャンパスの原型が出来上がったのである。東山キャンパスの緑地を重視する基本構想は創設期から連綿と受け継がれてきたもので、決して自然発生的なものではなく東山キャンパスの「緑地の保存」は本学の伝統そのものである。第二は昭和24年新制名古屋大学の発足時、10余のキャンパスに別れ、いわゆる「たこ足大学」の状況から昭和30年代の東山地区統合の経緯である。昭和28年以降の文部省の強力な支援の下での名古屋市都市計画学校名古屋大学事業決定地域の制定など多くの協力と本学の教職員の努力で現在の東山キャンパスが存在するという事である。このことは東山キャンパスの持っている社会的な意味と責任をわれわれはもう一度見直す必要があることを物語っている。

大学、特に我が国の国立大学はその成立の経緯もあり学部の独立性が非常に強い。それぞれの部局がそれぞれの固有の歴史を持っているのがその特徴であるが、いま「大学としての顔」が社会に問われるとき、大学史を紐解くと、部局史にはない大学全体の姿が浮かび上がってくる。

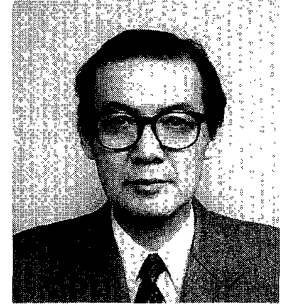
大学はあくまでも学問と研究の場であり、学問と研究を通しての人材の育成にその使命がある。当然、自由で多様な価値判断の中で、大学固有の個性を築き上げる必要がある。

私は結構、歴史が好きで塩野七生さんの大ファンでもある。今、毎年1巻ずつ出版される「ローマ人の物語」を楽しんでいる。昨年から今年に懸けて紀元前後のころ、カエサルとオクタ비아ヌスの時代、新しいローマ（ローマ帝国）建設の頃が描かれている。この時代のローマは共和制の下でイタリア半島を中心に発展してきたローマが地中海全域を制覇し、当時の世界帝国として新たな歴史的な展開を図るべく組織改革の時代でもある。ローマの政治・社会制度がどのように改革されて行ったかその全体像が非常によく理解できる。一種のリストラで現在のわれわれが新たな時代の流れに対応すべく改革を必要としている状況と似ていないこともない。このような目で、「ローマ人の物語、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」を読むのも、別の意味で楽しい。

歴史はその国の個性と発展の戦略を理解するのに非常に大切な資料である。これからの名古屋大学の新たな発展にも、名古屋大学史資料室の存在は重要であると考えている。ともすれば散逸する資料を常に収集することはそれ自体、非常に大切ではあり、地味な仕事であるがその中からこそ名古屋大学の伝統とその個性が浮かび上がってくると思う。

今、激動と改革の時こそ、本学の歴史をいろいろな意味で、もう一度見直したいと思う。

(工学部教授)



大学史料の 保存と公開について

名古屋大学史の刊行が終了し、それに使用された史料をどのように整理・保存し、学外者を含めた人々の利用に供するかが現実の課題となってきた。この秋にも、そのための「利用規程」が施行されることにより、資料室の仕事も新たな段階を迎えることになったといえよう。

史料の保存と公開については、多くの困難な問題があり、両立し難い面をもっていることも事実である。とりわけ大学所蔵の史料は、部外者に利用しにくいだけでなく、大学は史料の保存そのものに無関心ではないかという批判を耳にすることがある。すべてがこれに該当するものではないとはいえ、大学関係者は、一方では史料保存の意義を主張しながら、みずからはそれに反するような態度をとることがないよう、自戒しなければならないであろう。

「利用規程」を作る段階で、当然ながらこの問題が議論となった。大学史料といえども公開を原則とし、個人の名誉に関するものなどに限って非公開とするべきか、あるいは、大学史料のもつ特殊な事情を考慮して、すべてに支障を及ぼさないと判断されるものに限って公開すべきであるかは、大学の姿勢そのものが問われる問題で、個々の条文の表現にも影響を及ぼす。大学史料も、日本近代史を研究するために不可欠なもので、「教育史」の枠をこえた普遍性を備えており、さらに多くの面からの研究が期待されている。ともあれ、この規程が「公開」を原則として制定されたことは喜ばしい。今後は、実際の運用にあたって、いかにその精神を生かしていくかが課題となるであろう。

大学がこれまで閉鎖的であるという批判をうけて来た理由の一つは、研究者を「研究職に就いている者」に限定して厳しい利用制限を設けていたことにあると思われる。しかし、どのような立場にあれ、まじめに研究を志し、その営みを続けている人こそが研究者であり、多くの分野で、いわゆる在野の人達によって研究水準が支えられていることは周知の事実である。私が専攻する日本近世史についていえば、少くとも戦前までは、江戸幕府政治史など若干の例を除けば、専門的に研究する人は僅かで、近世文書は古文書学の対象外であった。この時期の研究は、郷土史家とよばれる人達によって進められていた。彼らはその土地の事情に精通し、一点一点の文書に敬意と愛情をこめながら、地道に史料を読み解いていった。その成果のうえに、戦後の研究が花開いたのである。もちろん、いろいろの面からの批判もあるが、郷土史家の果たした役割を無視することはできないであろう。しかし最近では、ヨーロッパの文献学にも通じている第一線研究者のなかでは、行

名古屋大学史資料委員会副委員長
三 鬼 清一郎

政（自治体史の編纂）と結んで学生、院生を大量動員し、いろいろな機器類を使用する大掛りな調査が行われている。そのこと自体をとにかくいうつもりはないが、たとえば「史料は原型のまま保存されなければならない」といった原則が画一的にとらえられるとき、これまでの郷土史家の努力は無視されるばかりでなく、史料の破壊者といった非難さえ浴せられかねない。また、参加者の役割分担が細かく定められ、マニュアルにしたがって調査が進められると、作業効率は高まっても、「史料の中から学ぶ」という初心がおろそかにされる。管理教育の手法を導入したかのような史料調査の方法に、私は危惧の念を抱いている。

大学史料は、学外者を含めた人々にひろく公開されるべきであるが、そのためにも、現在もっている史料を整理し、利用しやすい状態で保存すると同時に、将来にむかって関係史料を調査し収集する体制をとる必要がある。その一つは、大学自身が日々生み出している行政文書から、学生諸団体などが作ったビラ類に至るまで、所定の手続きをとったうえで、ともかく集めていくことである。もう一つは、いま手をつけなければ機を失し、散逸の危機にさらされている史料の所在を確認し、保存のための措置を精力的にとっていくことである。たとえば旧制八高など前身校の史料がそれにあたる。残念ながら八高は戦災にあったため、学校が保管していたものはすべて失われた。すでに制度としての旧制高校は廃止されてから五〇年近く経過し、それを母体として作られた新制大学の教養部や一般教育課程は、四年一貫制教育の導入によって事実上解体され、その使命を終えようとしている。このようなとき、我国の高等教育におけるリベラル・アーツのもつ理念とその歴史的な役割をとらえ直すことも必要であろう。それは「エリート教育」の一語で片付けられるほど単純な内容ではない筈である。それぞれの大学は、前身校を含めた一切の関係史料を保存していく責任を負っている。それには多くの困難が予想されるが、本学の場合、史料の扱いについて高度の知識と技能を有し、研究者の立場から情熱をもって仕事に励んでおられる室員の方々の努力によって、必ずや実現されるであろう。



(文学部教授)

「名古屋大学史資料室利用規程」 (仮称)制定と今後の資料室

はじめに

本ニュース第2号において既報のとおり、名古屋大学史資料室では、昨年10月以降ワーキング・グループを中心に資料の公開の基準等について検討を重ねてきた結果、今年2月に「名古屋大学史資料室利用規程(案)」の原案を確定した。

本号では、その後の経過とともに今秋に予定されている「名古屋大学史資料室利用規程」(仮称)(以下、「利用規程」という)制定後の資料室の利用方法等について紹介しておきたい。

なお、ここで取り上げる「利用規程」の内容は、以下に述べる名古屋大学史資料委員会が審議・承認した段階のものであり、今秋実際に制定・施行される規程内容と異なる場合があり得ることをあらかじめ断っておく。

資料委員会での審議

ワーキング・グループによって原案が作成された「名古屋大学史資料室利用規程(案)」は、今年4月25日に開催された第5回名古屋大学史資料委員会での審議された。その審議内容の詳細は省略するが、同日の委員会では逐条審議形式で活発な意見交換を行った結果、原案に一部字句修正を加えたうえで「利用規程(案)」を承認した。

承認された「利用規程(案)」は全14ヶ条と附則からなっており、全体として資料室が所蔵・保管する資料の利用に関して必要な各規定が盛り込まれている。

資料委員会での承認を得た「利用規程(案)」は、いよいよ最終段階である評議会での審議ならびに承認を経て、今秋には制定・施行される見込みである。

「利用規程」制定後の資料室の利用について

本ニュース創刊号で紹介したように、現在、資料室の利用に関しては「名古屋大学史資料室の利用についての申し合わせ」(1996年7月12日開催第2回名古屋大学史資料委員会承認)に基づき運用がなされている。同「申し合わせ」は、資料の閲覧、貸出し、複写その他について暫定的な指針を示したものである。

今回の「名古屋大学史資料室利用規程」(仮称)は、同「申し合わせ」に代わる正式な取り決めとして制定・施行されるものである。

以下、「利用規程」が制定・施行された後の資料室の利用方法等について簡単に紹介しておく。

利用者の範囲

まず、資料室所蔵・保管の資料を実際に利用できる者についてであるが、原則として名古屋大学の関係者は当然のことながら、学術に関する調査・研究を行う者が利用対象者とされている。さらに、それ以外の者であっても資料室長の判断によって資料を利用することができるようになっている。

具体的な利用者の範囲については「利用規程」の制定を待たねばならないが、本資料室が大学アーカイブズの機能を目指しているという性格上、名古屋大学史あるいは高等教育史に関心を有する多くの人々が所蔵・保管資料を利用できるようにすることが求められている。

利用可能な資料の範囲

今回の「利用規程」原案策定の過程において最も慎重に検討された点は、資料の公開に関する点であった。本資料室が大学アーカイブズの機能を目指しているという性格上、そこに所蔵・保管されている資料はできる限り閲覧可能な状態に置かれるべきであるとの方向性はワーキング・グループ内でも早い段階から出されていた。

しかしその一方で、所蔵・保管資料の中には個人の秘密保持等の理由によって公開することが不適当な資料や本来一般に公開されることを予定していない性質の資料が含まれている。当然のことながら、こうした資料に対しては相応な措置を講じなければならない。

したがって、「利用規程」では、所蔵・保管資料は公開を原則とすることを明示した上で、各々の資料の性質に応じて資料室長がその利用を制限することができるような内容が盛り込まれることとなった。具体的には、すべての資料に関して個人の秘密保持等の理由から一定の期間公開することが不適当なものについては資料室長の判断により非公開の扱いを受けることになる。また、資料室に寄贈あるいは寄託される際に一定期間公開しない旨の条件が付された資料についても、その条件にしたがって一定期間は非公開扱いとされる。

なお、資料室では設置当初から資料の公開に備えて所蔵・保管資料の整理作業を鋭意進めており、「利用規程」の施行時期に合わせる形で所蔵・保管資料目録の第1号を刊行する予定である。利用者は、この目録を利用することで分類項目あるいはキーワードで資料検索を行うことができるようになる見込みである。

利用可能なサービス

「利用規程」に基づいて利用者が利用できるサービス内容は、①資料の閲覧、②資料の複写・撮影、③参考調

査、④資料の貸出し、⑤その他、に分けられる。各々に関して現段階で想定されている内容は以下に示すとおりである。

ただし、これらのサービスのうち、個人の利用者に対して行われるものは原則的に①および③が中心となる。これは、資料室が所蔵・保管する資料のうち一般の公刊物を除いたものは、歴史資料的価値をもつ固有の資料である場合が多く、その保存管理上の理由からも個人利用にかかる複写・撮影ならびに資料貸出しは原則として行わないという考えに基づくものである。その点において本資料室は、いわゆる図書館施設で提供されるサービスとは異なる業務内容を展開することになる。

① 閲覧

資料室所蔵・保管資料の閲覧を希望するとき、利用者は所定の閲覧申込書を提出することになる。その際、利用者本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。

なお、学外者で学術に関する調査・研究を目的とする利用者については、所属機関の長または図書館長等の紹介状があれば身分証明書を提示する必要はない。

資料を閲覧できる時間帯は、資料室が開室している日の午前10時から午後4時30分までとなっている。また資料の閲覧場所は、資料の管理上、資料室内の所定の場所に限られており、資料の室外持出しはできないことになっている。

② 複写・撮影

資料室が所蔵・保管する資料の利用は原則として閲覧によるべきであるとの考え方にに基づき、既述のように個人利用にかかる資料の複写・撮影を行うことができない。しかし、写真資料の掲載や展示会出品等のために資料複写等が必要不可欠となる場合が考えられるので、そうした目的の利用に因應するための必要最小限度の資料複写・撮影等を想定して複写・撮影業務が設けられている。

上記の目的により資料の複写・撮影を希望する利用者は、所定の複写（撮影）申請書を提出し、資料室長の許可を得る必要がある。

③ 参考調査

参考調査とは、名古屋大学史あるいは高等教育史に関する資料の検索や特定事項に関する調査などを想定している。利用者は、直接来室もしくは文書または電話によってこの参考調査を依頼することができる。本業務は、既述の「申し合わせ」に基づき従来から行われている資料照会に相当するものである。

④ 貸出し

これまで同様、資料室では資料の個人への貸出しは行わない方針である。今回の「利用規程」で予定されている貸出しとは、例えば展示会等への出品などの社会教育等の公共的な目的のために資料室所蔵・保管資料を貸出すことを念頭に置いたものである。

上記目的による資料貸出しを希望する利用者は、所定の貸出申請書を提出し、資料室長の許可を得る必要がある。

⑤ その他

資料室所蔵・保管資料の利用に関しては、上記①から④に想定された業務以外のものであり得る。そうしたもののうち資料室長が必要と認めたものについては、それを資料室の業務として行えるように⑤その他が設けられている。

資料室を利用できる日

最後に、資料室を利用できる日であるが、利用者は土曜日・日曜日ならびに国民の祝日および年末年始以外は原則として毎日資料室を利用することができる。

ただし、開室日は資料室長の判断により変更する場合があります、その際には利用することができない。

おわりに

以上、今秋に制定・施行が予定されている「名古屋大学史資料室利用規程」（仮称）に基づき、今後の資料室の利用方法等について概略を紹介した。今回の「利用規程」制定に向けての取り組みは、本資料室が設置当初から検討を重ねてきたものであり、この「利用規程」の施行によって資料室は学内外の利用者に対する本格的なサービスを開始することになる。

学内外を問わず多くの利用者が本資料室を有効に活用されることをお願いしたい。

（山口拓史）

史林遍歴（その2）

文書綴の「名前」

文書綴の表紙

当資料室の前身である「名古屋大学史編集室」は、『名古屋大学五十年史』を編纂する過程で、事務局が保管する多くの事務関係文書綴を参照した。その際一部については若干の記録を残したが、それが当資料室に引き継がれている。事務関係文書綴全体のほんの僅か一部にしか過ぎないが、それでもこの記録から文書綴の概要を知ることができる。

文書綴の多くは、表紙と裏表紙が付けられている。それは単なるボール紙で出来ているものや、今でも使われている黒色の綴専用の表紙など様々である。そしてその綴の表紙には、表題・年月日（あるいは年度）・所属名が記載されているのが普通である。ここで問題としたいのは、その表紙に書かれている所属名、すなわち「名前」である。

学校名から掛課名へ

表（P8）は先の記録から、表紙の表題・年月日（あるいは年度）・所属名を抜粋したものである。通達綴・往復綴類では、No1の1895（明治28）年「永年文部省往復綴」を除けば、「愛知医科大学」「名古屋医科大学」「名古屋帝国大学」と学校の名前が、1942（昭和17）年まで書かれている。ところが3年跳んで、No8,1945（昭和20）年の「文部省通達綴」以降になると、主として課、あるいは掛の名前で書かれるようになり、学校名では書かれなくなる。その他の項を見ても、同様な傾向を示している文書綴がいくつかある。たとえば、官制改正に関する文書綴（No1,3,10,17）をみると、1940（昭和15）年段階では無記名、1943（昭和18）年段階では「名古屋帝国大学」と書かれているが、1945（昭和20）年以降は課名となる。表題も前二者は「官制改正ニ關スル書類」であるが、後二者は「綴」となる。

また儀式関係の文書綴（No9,24,27）では、1945（昭和20）年は「儀式関係書類」の表題で「名古屋帝国大学」の名前である。しかし1950（昭和25）年以降は「儀式に関する綴」となり、表題は無記名となる。無記名に関しては、官制改正では1945年以前、儀式関係では1945年以降と、異なった傾向を示しているので今一度深慮する必要がある。ただ全体として「名古屋帝国大学」などの学校名から、掛課名へと変化している傾向にあり、その画期がおおよそ1943年から1945年の間にあるということ

は指摘できよう。

学外対応の変化と事務組織の拡充

では事務関係文書綴の所属名が、全部このように変化するのかというと、そうではない。表の例規綴は、はじめは掛名、後に課名で書かれるようになるが、学校名では書かれていない。1943年から1945年の間でも、特に変化は見うけられない。名古屋大学は帝国大学となったのが1939年と遅く、帝国大学期の短いこともあって、この間の文書綴自体が少ない。また前述したように、参照した文書綴も少ないので、確かなことはいえないが、おそらくこの例規綴のように、初めから掛課名で書かれた文書綴も数多くあったであろう。むしろ、後述する名古屋高等商業学校の例からみても、多くの文書綴は初めから掛課名が書かれており、学校名で書かれた文書綴の方が少ないかとも思われる。

しかし、学校名が掛課名に変わった文書綴が存在することは、それなりに大きな意味があると思われる。これらの文書綴は文部省・連合軍等の通達綴・往復綴、あるいは官制改正の綴等である。すなわち、学内で完結する性格のものではなく、学外との関係をもつ文書綴である。1943年～1945年前後の時点で、学外に対する対応方法が、学内において変化したのではないかと思われる。

この変化の要因については、現在のところ確かなことはわからない。ただこの間、従来事務官の名であった職が、1945年6月15日の勅令第372号によって事務監となり、また翌日の文部省訓令「帝国大学処務規程」第四條により事務局長が置かれている。同年7月18日には名古屋帝国大学に初代事務局長が就任するが、この事務組織の拡充・強化の傾向が、この時期前後の変化の要因の一つではなからうか。帝国大学から旧制大学への移行に際し、大学組織全体としては大きな変化はなく連続性をもってはいるのであろうが、その中の事務組織のレベルでは、この間に重要な変化もあったのではなからうか。

課名から学校名・学部名へ

当資料室は、旧制諸学校関係資料所在調査の一環として、昨年11月より経済学部保管されている、名古屋高等商業学校以来の関係資料を調査を開始、現在も調査を継続している。ところでこの調査においても、やはりいくつかの事務関係文書綴を確認している。

表は掲げないが、これらの文書綴の内では、学校名が書かれた文書綴よりも、掛課名が書かれた方が圧倒的に多い。しかも名古屋高等商業学校が設立された1920（大正9）年の翌年から、その存在は確認できる。ここから類推すると、先に指摘したように官制大学・帝国大学にお

いてもやはり、掛課名の文書綴が、設立当初から圧倒的に多かったと思われる。

しかし学外あるいは学部外との通達綴・往復綴になると、やはり様相が異なる。これらははじめは他の文書綴と同様課名で書かれているが、1945（昭和20）年前後からは無記名になっていく（無記名文書綴の評価については先述したように現在の時点では保留しておきたい）。そして名古屋大学法経学部が発足した1948（昭和23）年9月以降は、学校名・学部名（1950年には分離して「経済学部」名になる）または無記名となる。なお1952（昭和27）年に一年だけ学部内の掛名になるが、翌年には再び学部名に復する。

これとは別に、辞令通知関係の文書綴がある。これも学外・学部外との関係文書綴であるが、はじめは「辞令簿通知簿」の表題で、課名で書かれている。ところが1941（昭和16）年になると「名古屋高等商業学校」にかわり、1947（昭和22）年も「名古屋経済専門学校」と、学校名へと変わる。そしてやはり1952（昭和27）年になると表題は「辞令通知簿」と名称変更され、また学部内の掛名になる。ただし往復綴と異なり、こちらはこれ以降も掛名が続き、学部名に復することはない。

学校組織の拡大と包摂

これは一見すると、先の事務局保管の文書綴とは、逆の過程をたどっているかのようと思われる。すなわち、先のは学校名から掛課名へと、組織としては下降していくが、こちらは課名から学校名・学部名へと昇格していくからである。これは帝国大学（あるいは官制大学）と旧制高等諸学校との差によるものなのであろうか。検討の必要があると思われる。

ただ辞令通知関係を除けば、前者は事務局の課名に、後者は学部名に収斂されていくということは確かなようである。思うに1941年から1945年にかけて、文部省に対する帝国大学や高等諸学校の位置づけに変更があり、それがこの逆方向の動きを各々示しているのではないか。さらにこの延長上で、新制大学が発足、旧制諸学校を包摂・統合していく過程の中で、各部局相互の位置関係とバランスが形成されていったのであろう。その意味で、先の、一方は下降、他方は上昇という逆方向性の存在は、自らが単独校から帝国大学へと拡大過程を辿っていった学校と、単独校から大学へと包摂されていく過程をとった学校という差によるのであろう。

「名古屋大学職員録」と「学生便覧」

さて残った問題は辞令通知関係で、1952年に学部内掛名が再登場する件である。残念ながらこれについては、

説得的な根拠を今のところ見いだせていない。ただこの時期の本部事務局の動向をみると面白い傾向がある。

現在「名古屋大学職員録」と呼ばれている職員録の歴史をみると、帝国大学時代の事務職員録を除けば、1951（昭和26）年5月25日現在のものが確認できているが、この時の名称は「名古屋大学職員住所録」で、発行所名が書かれていない。翌年も同様であるが、翌々年の1953（昭和28）年になると、現在の「名古屋大学職員録」という名称になり、「名古屋大学庶務課」という発行所名が登場し、以後継続される。なおこの2年後には、ガリ版印刷から活字印刷になる。また学生部が作成する「学生便覧」をみると、はじめは「學生部」の名が表紙に記されているが、1954（昭和29）年を境に「名古屋大学」が表紙に記されるようになり、数年この様式が続く。

新制名古屋大学における事務局体制の確立

このように、1952年から1954年頃にかけて、学内刊行物の様式が定着化してくるのである。これはおそらく、この時期に事務の仕事内容が、一応安定した証左ではないかと思える。すなわち、新制大学発足直後は、第八高等学校・岡崎高等師範学校・名古屋経済専門学校などの旧制諸学校がまだ残っており、そちらの事務も平行して存続したと思われる。また、旧制から継続してきた事務組織が複数存在し、さらに新設の事務組織が加わるという、現実には錯綜・混在していた状況であり、事務組織全体としては安定化を見ていなかったと思われる。

しかし、1952年3月に旧制諸学校が最終的に廃止、翌年には旧制大学最後の卒業式が行われるなどして、この時期前後になって、やっとはじめて事務組織がすっきりしたと思われる。先の経済学部の辞令通知簿に学部事務の掛名が登場するのも、この動きの中で捉えられないであらうか。

以上から、単に事務組織の機構上の変遷という問題からではなく、事務組織の実際の仕事内容からみて、1952年から1954年頃にかけてが、本当の事務局体制の確立期といえるのではないか。1949年に新制大学が発足したからといって、すぐにその機構が十分機能するわけではないのである。

※註

表における所属名は、記載された年月日よりかなり後に記載された場合もあると考えられるが、今回はこれを十分考慮することはできなかった。今後再検討するつもりである。

（神谷 智）

	表 題	年 月 日	所 属
	(通達綴・往復綴)		
1	永年文部省往復綴	廿八年(明治28年)	学務係
2	文部省愛知縣通達書類綴 第壹冊	大正九年九月(～大正12年12月)	愛知醫科大學
3	文部省愛知縣通達書類 第貳冊	大正十三年一月(～大正14年12月)	愛知醫科大學
4	文部省愛知県通達書類 第參冊	大正十五年一月(～大正15年12月)	愛知醫科大學
5	文部省愛知県通達書類 第六冊(終)	昭和六年(昭和6年1月～昭和6年7月)	愛知醫科大學
6	文部省通達綴 第五冊	昭和十一年	名古屋醫科大學
7	文部省通達綴	昭和十七年	名古屋帝國大學
8	文部省通達綴	昭和二十年度	庶務課
9	(其一) 連合軍に関する通牒綴	昭和二十年月始(昭和20年10月～昭和25年3月)	秘書掛
10	文部省通達綴	昭和二十一年	庶務課
11	連合軍指令綴	昭和二十一年(昭和20年～21年)	庶務課
12	連合軍最高司令部發没収図書指令綴	昭和二十一年(昭和21年～22年)	庶務課
13	文部省通達綴	昭和二十二年	庶務課
14	連合軍指令綴	昭和二十二年	庶務課
15	文部省通達綴	昭和二十三年	庶務掛
16	連合軍指令綴	昭和二十三年	庶務課
17	文部省通達綴	昭和二十四年	庶務課
18	連合軍指令綴	昭和二十四年	庶務課
19	文部省往復綴	昭和二十五年	庶務課
20	部外往復綴	昭和二十六年	庶務課
	(例規綴)		
1	例規綴 第一綴	昭和六年以降(～昭和18年)	庶務掛
2	廃止規定等(旧制)	(昭和14年～昭和48年)	
3	例規綴 其ノ二	(昭和17年～昭和22年)	庶務掛
4	例規綴	(昭和21年～昭和23年)	庶務課
5	例規綴	(昭和23年～昭和26年)	
6	例規	(昭和25年～昭和30年)	名古屋大學庶務課(文)
7	例規綴	昭和二十九年	庶務課文書掛
8	例規綴	昭和二十九年(昭和29年～昭和38年)	庶務課
9	例規綴	昭和三十年	庶務課
	(その他)		
1	官制改正二關スル書類	自昭和十五年三月至昭和十七年九月	
2	開學式二關スル記録書	(昭和17年～昭和18年)	
3	官制改正二關スル書類	自昭和十八年四月至昭和十九年十一月	名古屋帝國大學
4	主要食糧特配關係綴	昭和二十年四月	庶務課
5	疎開二關スル書類綴	昭和二十年五月	名古屋帝國大學
6	學校集團關係綴 其ノ一	昭和二十年六月起(～昭和22年)	庶務課
7	出征軍人屬及其遺族等慰問金	昭和二十年九月	名古屋帝國大學
8	書類綴	昭和二十年	庶務課
9	儀式關係書類	(昭和20年～昭和24年)	名古屋帝國大學
10	官制改正二關スル綴	(昭和20年～昭和23年)	庶務課
11	總長書翰文原稿綴	昭和廿年以降(～昭和35年)	秘書掛
12	教員適格審査二關スル令規類綴	(昭和21年～昭和22年)	林控
13	帝國大學官制／官報他	(昭和21年～昭和23年)	庶務課秘書掛
14	雜件綴	(昭和21年～昭和22年)	教務課
15	大学院入学に関する書類	昭和二十二年四月・昭和二十三年四月(～昭和24年4月)	
16	職員組合關係	昭和二十二年(～昭和24年)	
17	官制講座令改正關係綴	(昭和22年～昭和30年)	庶務課
18	決裁書類書留簿	昭和二十三年一月起(～5月)	事務局
19	職員用バッジ關係書類綴	昭和二十三年三月起(～昭和26年)	庶務掛
20	雜件綴	(昭和23年～昭和24年)	教務課
21	職員用バッジ貸与簿	昭和廿四年	庶務課
22	講座に関する綴	(昭和24年～昭和27年)	名古屋大學
23	講座に関する綴	昭和廿五年	庶務課
24	儀式に関する綴	(昭和25～昭和26年)	
25	ユネスコ救済援護要請資料綴	(昭和26年)	
26	職員用バッジ紛失届	昭和廿六年	庶務課
27	儀式に関する綴	(昭和26～昭和29年)	
28	公印制度に関する綴	(昭和29年～50年)	

資料室日誌（抄）

- 3月5日 埼玉大学庶務課五十年史担当者より、大学史編集体制につき照会。
- 3月11日 神谷助手、東京出張（学習院大学資料館、国文学研究資料館国立史料館、14日まで）。
- 3月12日 埼玉大学庶務課事務員外2名、年史編集体制と資料整理の方法等につき照会のため来室。香川大学教員、『名古屋大学五十年史・通史二』の引用出典につき照会。
- 3月17日 南山大学教員、南山大学五十年史編集体制整備の参考のため来室。
- 3月25日 『名古屋大学史紀要』第5号、刊行。
- 3月28日 『名古屋大学史資料室ニュース』第2号、刊行。
- 4月3日 南山大学教員、南山大学五十年史編集体制整備の参考のため来室。
- 4月9日 資料保管室の資料再配架作業。
- 4月10日 名古屋大学史常任資料委員会（第6回）開催。資料保管室の資料再配架作業。名大情報文化学部教員より、日本文化講義の実施と同要綱の記述内容につき照会。
- 4月16日 『名古屋大学史紀要原稿募集案内』を学内に配布。
- 4月17日 名大名誉教授より、当資料室への著書寄贈につき照会。
- 4月21日 『名大授業時間割の調査について』を学内学部・大学院の長に発送。
- 4月23日 東北大学百年史編集室員より、年史編集体制につき照会。
- 4月25日 名古屋大学史資料委員会（第5回）開催。東大教養学部教員より、『名古屋帝国大学一覧』につき照会。
- 4月28日 東大教養学部教員、『名古屋帝国大学一覧』等閲覧のため来室。
- 4月30日 名大教育学部図書室事務員より、『岡崎高等師範学校誌』の原本所在につき照会。
- 5月1日 核融合科学研究所教員、八高寮歌につき照会のため来室。
- 5月6日 名大中央図書館事務員、『名古屋大学五十年史原稿執筆要綱』につき照会のため来室。東北大学百年史編集室員より、年史編集体制につき照会。
- 5月16日 森副総長、名大教育学部附属中・高等学校に関する文献につき照会のため来室。
- 5月20日 名大教育学部教員より、学習院大学の年史刊行につき照会。
- 5月31日 山口助手、東京出張（日本教育法学会、6月2日まで）。
- 6月12日 京都大学百年史編集史料室員より、『名古屋大学五十年史』市販の経緯につき照会。
- 6月16日 南山大学五十年史作成小委員会室員、年史編集に関する調査のため来室。
- 7月2日 名大総務部総務課事務員、学内への警察官等導入時の立ち会い制度の成立経過につき照会のため来室。
- 7月4日 名古屋大学史常任資料委員会（第7回）開催。水田洋名大名誉教授より、法学部在職時の関係資料受贈。
- 7月7日 金沢大学五十年史編集室員より、年史編集体制につき照会。
- 7月8日 名大総務部総務課事務員、七帝国大学の創設経緯等につき照会のため来室。
- 7月15日 名大名誉教授、資料閲覧のため来室。
- 7月24日 愛媛大学五十年史編集室員より、『名古屋大学史紀要』送付依頼。
- 7月28日 南山大学五十年史作成小委員会室員、年史編集に関する照会のため来室。
- 7月29日 名大名誉教授、資料閲覧のため来室。
- 7月30日 名大名誉教授、資料閲覧のため来室。
- 7月31日 三重大学名誉教授、三重大学五十年史編集の参考調査に来室。
- 8月12日 加藤総長、医学部関係資料につき照会のため来室。
- 8月19日 名大工学部教員より、『名古屋大学史紀要』送付依頼。
- 8月20日 名大工学部教員、『名古屋大学一覧』の閲覧のため来室。
- 8月22日 名大総務部総務課事務員より、名大医学部不老会につき照会。

WWWページ公開に向けて

名古屋大学史資料室では、WWWページの公式公開に向けての準備を現在進めています。

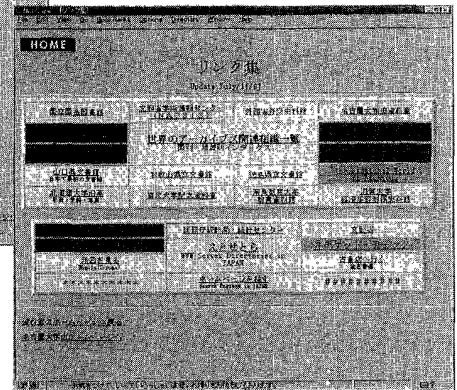
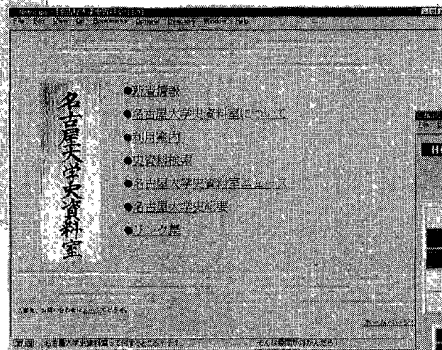
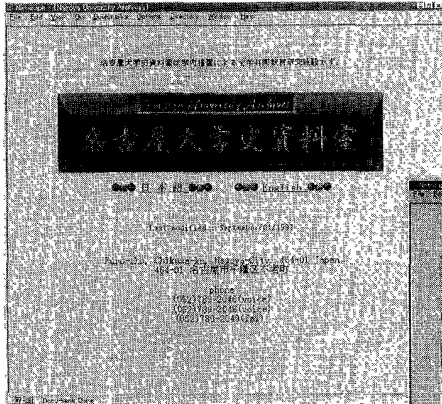
9月10日現在の作成ページ構成は「新着情報」「名古屋大学史資料室について」「利用案内」「史資料検索(未)」「名古屋大学史資料室ニュース」「名古屋大学史紀要」「リンク集」です。特に「リンク集」では内外の資料室(archives) 関連組織へのリンクを集めており、諸種資料

の検索にも活用可能です。英文によるページは、まだ「Contents」と「Summary」のみです。

これらのWWWページは24時間アクセス可能な状態で既にテスト公開をはじめています(URL未公開)。近日中に名古屋大学のホームページにリンク申請をする予定ですので、もうしばらくお待ちください。

追記：1997年10月31日より、名古屋大学史資料室WWWページを以下のURLで公開しています(名古屋大学のホームページからもアクセスできます)ので、是非ご利用ください。

<http://nua.jimu.nagoya-u.ac.jp>



名古屋大学史資料室

室長 篠田 弘 (教授・兼任)
 専任室員 神谷 智 (助手)
 中村 治人 (助手)
 山口 拓史 (助手)
 事務員 増田 よしみ

題字 加藤延夫総長

名古屋大学史資料室ニュース 第3号
 Nagoya University Archives News No.3

発行日 1997年9月30日 (年2回刊)
 編集 名古屋大学史資料室

名古屋市千種区不老町〒464-01
 電話(052)789-2046~2048

印刷 株式会社荒川印刷
 名古屋市中区千代田2-16-38